

特定施設に係る届出について

目次

特定施設の設置について	1
法及び市条例に基づく各種届出について	2
特定施設の一覧	3
規制基準	6
記入例	7

特定施設の設置について

金属加工機械や空気圧縮機など、騒音・振動を発生する一定の施設(特定施設)を工場・事業場等に設置する際には、法律又は条令に基づく届出が必要になります。

* 初回の届出に限ります。特定施設の追加・変更等の届出については2ページ(騒音規制法、振動規制法及び茂原市環境条例に基づく各種届出について)をご参照ください。

(1) 特定施設とは

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定める施設(3～5ページ参照)をいいます。

(2) 届出者・届出をする時期・届出先

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

(3) 届出が必要になる地域(指定地域)

市内全域(下表を参照)

茂原市における騒音規制法・振動規制法・茂原市環境条例の指定地域

地域の区分	法令の区分	騒音規制法及び振動規制法	茂原市環境条例
都市計画法における用途地域		対象	対象
用途地域の定めのない地域		対象外	

[※用途地域の確認は「用途地域の確認についてはこちらをご覧ください」のページをご確認ください。](#)

(4) 届出内容・添付書類

第3号様式「特定施設設置(使用)届出書」に必要な書類を添付の上、正副**2部**提出してください。詳しくは2ページ(騒音規制法、振動規制法及び茂原市環境条例に基づく各種届出について)をご参照ください。

○届出者

当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあつてその代表者の氏名を記入してください。

○住所

法人にあつては、主たる事務所等の所在地を記入してください。

○騒音及び振動の防止の方法

- ・騒音の防止の方法として、消音器の設置、吸音板の設置、二重窓の設置、遮音壁の設置等が考えられます。
 - ・振動の防止の方法として、防振ゴムの設置、防振架台の設置、防振継手の設置等が考えられます。
- これら騒音及び振動の防止に関して講じようとする措置を具体的に、図面・表等を用いて記載してください。

(5) 届出全体の注意事項

○届出様式の違い

- ・法と市条例に基づく届出様式はそれぞれ異なります。
- ・法及び市条例の両方に該当する特定施設がある場合、法による届出のみでかまいません。

(6) 騒音・振動対策について

○施設導入時

- ・施設導入の際は低騒音・低振動型のものを選ぶ
- ・騒音・振動を発生させる施設は、敷地境界から離して設置する
- ・消音器や防音壁を設置する
- ・建物の遮音性能を向上させる(吸音材の貼付、開口部の閉鎖など)
- ・著しい振動を発生させるような施設は、防振ゴム、バネ等により支持する

○施設導入後

- ・建物内に設置の場合、窓や扉の開放による音漏れに注意する
- ・早朝・深夜、休日の使用に当たっては、騒音・振動発生防止に特に気をつける
- ・機械の空運転を慎む

騒音規制法、振動規制法及び茂原市環境条例に基づく各種届出について

	騒音規制法	振動規制法	茂原市環境条例	提出期限	添付書類 (詳細は以下を 参照して下さい)
特定施設を設置しようとする 場合	特定施設設置届出 (様式第1) 第6条第1項	特定施設設置届出 (様式第1) 第6条第1項	特定施設設置(使用) 届出書 (第3号様式) 第11条第1号	設置の工事開始 の日の30日前ま で	①～⑦
法または条例の改正により追 加された施設がすでに設置さ れている等の場合	特定施設使用届出書 (様式第2) 第7条第1項	特定施設使用届出書 (様式第2) 第7条第1項	特定施設設置(使用) 届出書 (第3号様式) 第11条第1号	当該施設が特定 施設となった日か ら30日以内	
特定施設の種類ごとの数を 変更する場合 ^{※1}	特定施設の種類ご との数変更届出書 (様式第3) 第8条第1項	特定施設の種類及び 能力ごとの数変更届 出書 (様式第3)	特定施設構造等変更 届出書 (第5号様式) 第11条第3号	変更をしようとする 日の30日前ま で	③～⑦
特定施設の防止方法の変更 をする場合 ^{※2}	騒音の防止の方法変 更届出書 (様式第4) 第8条第1項	振動の防止の方法変 更届出書 (様式第4) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (第5号様式) 第11条第3号	変更をしようとする 日の30日前ま で	④～⑦
特定施設の使用方法の変更 をする場合	—	特定施設の使用の方 法変更届出書 (様式第3) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (第5号様式) 第11条第3号	変更をしようとする 日の30日前ま で	
氏名等の変更をする場合	氏名等変更届出書 (様式第6) 第10条	氏名等変更届出書 (様式第6) 第10条	氏名等変更届出書 (第7号様式) 第11条第5号	氏名等に変更が あった日から30 日以内	—
全ての特定施設の使用を廃 止した場合	特定施設使用全廃届 出書 (様式第7) 第10条	特定施設使用全廃届 出書 (様式第7) 第10条	特定施設等使用廃止 届出書 (第8号様式) 第11条第6号	特定施設を全て 廃止した日から 30日以内	—
全ての特定施設を譲り受けま たは借り受けた場合	承継届出書 (様式第8) 第11条第3項	承継届出書 (様式第8) 第11条第3項	承継届出書 (第10号様式) 第11条第8号	承継があった日 から30日以内	—

※1 騒音規制法については、特定施設の数が増加する場合及び直近に届け出た数の2倍より増加しない場合は届出不要。
振動規制法については、特定施設の数が増加しない場合は届出不要。

※2 特定工場等において発生する騒音・振動の大きさが増加しない変更については届出不要。

提出部数

各届出毎に正副**2部**を提出

添付書類

名称	備考
①工場等の事業経歴書	
②工場等の組織図	法人の場合は、経営組織の運営を図示したものを添付して下さい。
③特定施設の構造概要図	特定施設の概要についてはカタログ(特定施設ごとに型式や公称能力が明確にされた図書)を添付して 下さい。
④工場等の敷地の周囲約 100メートル以内の見取図	
⑤騒音・振動の防止施設(建 屋を含む)の概要図及び設置 場所を示す図面	特定施設が壁や屋内設置等により防音措置をする場合、それぞれの構造が分かるものを添付して下さい。
⑥工場等の敷地内の建物の 配置図及び特定施設の配置 図	建物の構造や大きさ、特定施設の設置箇所等が分かる図面を添付して下さい。
⑦騒音等の予測計算結果書	各防止施設の影響を加味した敷地境界での計算結果を記載して下さい。

騒音に係る特定施設

番号	法律	条例
1 金属加工機械	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものにかぎる。)	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものにかぎる。)
	製管機械	製管機械
	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	液圧プレス(矯正プレスを除く。)	液圧プレス
	機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)	機械プレス
	せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	せん断機(シヤーリングマシン。原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	鍛造機	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン	ワイヤーフォーミングマシン
	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)	ブラスト
	タンブラー	タンブラー
	切断機(といしを用いるものにかぎる。)	
		製鋸機
		製釘機
		高速切断機
	平削盤	
	型削盤	
	研磨機	
	自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5kW以上のものにかぎる。)	
2 圧縮機	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	圧縮機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)
3 送風機		送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
4 粉碎	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。)	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
		食品加工用粉碎機 その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含む。)
5 繊維機械	織機(原動機を用いるものに限る)	織機(原動機を用いるものに限る)
		紡績機械
		編組機 撚糸機
6 建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)	コンクリートプラント
	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	アスファルトプラント
7 穀物用製粉機	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	

騒音に係る特定施設

番号	法律	条例
8 木材加工機械	ドラムバーカー	ドラムバーカー
	チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	チッパー
	碎木機	碎木機
	帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力15kW以上のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る
	丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力15kW以上のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る
	かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	かな盤（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る
9 抄紙機	抄紙機	抄紙機
10 印刷機械	印刷機械（原動機を用いるものにかぎる。）	印刷機械（原動機を用いるものにかぎる。）
11 合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
12 鋳型造成機	鋳型造成機（ジョルト式のものに限る。）	鋳型造成機
13 ニューマチックハンマー		ニューマチックハンマー
14 ロール機		ロール機
15 自動製びん機		自動製びん機
16 ドラムかん洗浄機		ドラムかん洗浄機
17 ロータリーキルン		ロータリーキルン
18 コルゲートマシン		コルゲートマシン
19 重油バーナー		重油バーナー（重油使用量が毎時15L以上のものに限る。）
20 走行クレーン		天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。）
		門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。）
21 集じん装置		集じん装置
22 冷凍機		冷凍機（原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。）
23 原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。）		ディーゼルエンジン（定格出力7.5kW以上のものに限る。）
		ガソリンエンジン（定格出力7.5kW以上のものに限る。）
24クーリングタワー		クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。）
25 営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設		営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設

振動に係る特定施設

番号	法律	条例
1 金属加工機械		圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
		製管機械
	減圧プレス(矯正プレスを除く)	減圧プレス
	機械プレス	機械プレス
	せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)	せん断機(シャーリングマシン、原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
	鍛造機	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)	ワイヤーフォーミングマシン
2 圧縮機	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
送風機		
3 粉砕機	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	粉砕機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
		イ 食品加工用粉砕機
		ウ その他の用に供する粉砕機(破碎機及び摩砕機を含む。)
4 織機	織機(原動機を用いるものに限る。)	織機(原動機を用いるものに限る。)
5 コンクリート製品製造機械	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6 木材加工機械	ドラムバーガー	ドラムバーガー
	チップパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	チップパー
7 印刷機械	印刷機械(原動機の定格出力2.2kW以上のものに限る。)	印刷機械(原動機の定格出力2.2kW以上のものに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
10 鋳型造型機	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
11 冷凍機		冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

騒音の規制基準

区域の区分		敷地境界における音量(単位:dB)				
種別	該当地域	6時	8時	19時	22時	翌日 6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		45	50	45	40
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		60	65	60	50
第4種区域	工業地域		65	70	65	60
	その他の地域		55	60	55	50

ただし、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

振動の規制基準

区域の区分		敷地境界における振動の大きさ(単位:dB)		
種別	該当地域	8時	19時	翌日 8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		60	55
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65	60
	その他の地域		60	55

ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

(参考 騒音の大きさの例)

騒音レベル (デシベル)	例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄・電車の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館の中
30	ささやき声

特定施設設置届出書記入例

設置工事開始の30日
前までに提出

特定施設設置(使用)届出書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所(所在地)

(郵便番号)

**担当者職氏名及び
連絡先を記入**

氏名(名称及び代表者の氏名)

この届出の取扱者 職・氏名

(電話番号)

特定施設の設置・使用について、茂原市環境条例第18条第1項・第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分(該当するものを○で囲むこと。)	① 悪臭 ② 騒音 3 振動 4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下			
工場等の名称	〇〇株式会社 〇〇工場		(電話番号)	
工場等の所在地	茂原市〇〇△△番地		(郵便番号)	
公害防止担当部課名(責任者職氏名)	〇〇部 部長 △△	資本金若しくは出資金又は資産の総額	万円	
業種又は作業の種類	電子部品製造業	常時勤務する従業員の数	人	
主要生産品目	各種電子部品、金型用部品	通常の始業及び終業の時刻	時 分から 時 分まで	
用途地域の種類	工業地域	敷地面積	m ²	
		建築面積	m ²	
届出済の特定施設又は特定作業(該当するものを○で囲むこと。)	特定施設	特定作業	建築確認	有・無
	1 悪臭	1 悪臭	農地転用許可	有・無
	2 騒音	2 騒音振動	種類	別紙のとおり
	3 振動	3 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下	構造	別紙のとおり
	4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下		使用の方法	別紙のとおり
		ばい煙等の防止又は処理の方法	別紙のとおり	
工場等の	総電力使用量 kwh/日	総用水量 m ³ /日	総排水量 m ³ /日	総燃料油使用量 l/日
添付書類	(1) 工場等の事業経歴書 (2) 工場等の組織図 (3) 工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図			
※審査結果				
※ 受付年月日	※ 受理年月日	※ 整理番号	※ 備考	

事業所等の場合は
その名称を記入

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定施設の概要の項については、別紙1から4までのうち該当するものによること。

別紙 特定施設の概要記入例

別紙2		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 振動に係る特定施設は別紙3に記入 </div>			※区分 既・新・増・変	
		騒音に係る特定施設の概要			※備考	
施設設置の位置	着工予定年月日	○年○月○日	○年○月○日	年 月 日	年 月 日	
	使用開始予定年月日	○年○月○日	○年○月○日	年 月 日	年 月 日	
施設使用の構造及び方法	特定施設の種類	機械プレス	圧縮機 ←	特定施設一覧から該当するものを記入		
	型式	ABC-1	DEF-2			
	公称能力	150kN	4.0kW			
	数	2	4			
	使用開始時刻	9時00分	9時00分	時 分	時 分	
	使用終了時刻	17時00分	17時00分	時 分	時 分	
騒音の防止の方法		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
添付書類及び図面	1 騒音に係る特定施設の構造概要図 2 騒音の防止施設(建屋を含む。)の概要図及び設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図					
備考						
1 ※印の欄には、記入しないこと。 2 特定施設設置(新設)の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用(既設)の届出にあっては設置年月日を記入すること。 3 特定施設使用(既設)の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。 4 特定施設の種類の項には、茂原市環境条例施行規則別表第1の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。 5 騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。						

特定施設構造等変更届出書記入例

変更しようとする日の
30日前までに提出

特定施設構造等変更届出書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所(所在地)

(郵便番号)

担当者職氏名及び
連絡先を記入

氏名(名称及び代表者の氏名)

この届出の取扱者 職・氏名

(電話番号)

特定施設の構造等の変更について、茂原市環境条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (該当するものを○ で囲むこと。)	① 特定施設の種類及びその種類ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用法 4 ばい煙等の防止又は処理の方法 5 その他規則で定める事項		
工場等の名称	〇〇株式会社 〇〇工場		(電話番号)
工場等の所在地	茂原市〇〇△△番地 (郵便番号)		
特定施設の概要	別紙のとおり		
変更の理由	工場拡張に伴う機械増設のため		
着工予定年月日	〇〇年〇月〇日	完成予定年月日	〇〇年〇月〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇月〇日	当初の施設の設置年月日	〇〇年〇月〇日
当初の施設の届出に係る受理書の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号	
※ 審査結果			
※ 受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定施設の概要の項については、第3号様式の別紙1から別紙4までのうち該当するものによることとし、変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

別紙 特定施設の概要記入例

別紙2		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">振動に係る特定施設は別紙3に記入</div> 騒音に係る特定施設の概要			※区分 既・新・増・変 ※備考
施設設置の位置	着工予定年月日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日	年 月 日
	使用開始予定年月日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日	年 月 日
施設使用の構造及び方法	特定施設の種類の種類	機械プレス	圧縮機	送風機	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特定施設一覧から該当するものを記入</div>
	型式	ABC-1	DEF-2	GHI-3	
	公称能力	150kN	4.0kW	4.5kW	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">数の変化がわかるように記入</div>
	数	2	4→3	0→1	
	使用開始時刻	9時00分	9時00分	9時00分	時 分
	使用終了時刻	17時00分	17時00分	17時00分	時 分
騒音の防止の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
添付書類及び図面	1 騒音に係る特定施設の構造概要図 2 騒音の防止施設(建屋を含む。)の概要図及び設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図				
備考					
1 ※印の欄には、記入しないこと。 2 特定施設設置(新設)の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用(既設)の届出にあっては設置年月日を記入すること。 3 特定施設使用(既設)の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。 4 特定施設の種類の項には、茂原市環境条例施行規則別表第1の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。 5 騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。					

氏名等変更届出書記入例

変更があった日から
30日以内に提出

氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所(所在地)

(郵便番号)

担当者職氏名及び
連絡先を記入

氏名(名称及び代表者の氏名)

この届出の取扱者 職・氏名

(電話番号)

氏名(名称・住所・所在地・作業の場所)等に変更があったので、茂原市環境条例第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

該当する事項に○をつける
1 氏名及び住所
2 工場等の名称及び所在地

変更事項 (該当するものを○ で囲むこと。)	① 第18条第1項第1号 ② 第18条第1項第2号 ③ 第19条第1項第1号 ④ 第19条第1項第2号 市環境条例
------------------------------	---

変更内容	変更前	代表者：代表取締役 ○○
	変更後	代表者：代表取締役 △△

変更の理由

特定施設又は 特定作業の種類 (該当するものを○ で囲むこと。)	A 特定施設	B 特定作業
	1 悪臭	1 悪臭
	② 騒音	2 騒音又は振動
	③ 振動	
	4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下	3 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下

受理書の交付年月日及び番号 年 月 日 第 号

※ 受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考
---------	--------	-------	-----

備考

※印の欄には、記入しないこと。

承継届出書記入例

承継があった日から
30日以内に提出

承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先)茂原市長

届 出 者 住所(所在地)

(郵便番号)

担当者職氏名及び
連絡先を記入

氏名(名称及び代表者の氏名)

この届出
の取扱者 職・氏名

(電話番号)

特定施設・~~特定作業~~に係る届出者の地位を承継したので、茂原市環境条例第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等又は 作業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場 (電話番号)		
工場等又は 作業場の所在地	茂原市〇〇 (郵便番号)		
承継した特定施設 又は特定作業 の種類 (該当するものを ○で囲むこと。)	A 特定施設		B 特定作業
	1 悪臭		1 悪臭
	② 騒音		2 騒音又は振動
	③ 振動		
	4 地下水位の著しい低下 及び地盤の沈下		3 地下水位の著しい低下 及び地盤の沈下
受理書の交付年月 日及び番号	年 月 日 第 号 ← 当初提出した設置届出書の 受理書の交付年月日及び 番号を記入		
承継の年月日	〇〇年 〇月 〇日		
被 承 継 者	氏名又は名称	△△株式会社	
	住 所	千葉県 茂原 市 郡 町 村	
承継の原因 (該当するものを○ で囲むこと。)	① 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併		
※ 受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- すべての特定施設又は特定作業を承継した場合には、承継した特定施設又は特定作業の種類欄の該当欄に「全部」と記入すること。

特定施設等使用廃止届出書記入例

特定施設をすべて廃止した
日から30日以内に提出

特定施設等使用廃止届出書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

届出者 住所(所在地)

担当者職氏名及び
連絡先を記入

(郵便番号)

氏名(名称及び代表者の氏名)

この届出 職・氏名

の取扱者

(電話番号)

特定施設の使用 ~~特定作業~~ を廃止(全廃)したので、茂原市環境条例第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等又は作業場の名称	〇〇株式会社 △△工場 (電話番号)		
工場等又は作業場の所在地	茂原市〇〇△△番地 (郵便番号)		
廃止する特定施設又は特定作業の種類 (該当するものを○で囲むこと。)	A 特定施設	B 特定作業	
	1 悪臭	1 悪臭	
	2 騒音	2 騒音又は振動	
	3 振動		
4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下	3 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下		
受理書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号 ← 当初提出した設置届出書の受理書の交付年月日及び番号を記入		
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
※ 受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 全廃する場合には、廃止する特定施設又は特定作業の種類欄の該当欄に「全廃」と記入すること。